

川上村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月

川上村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小・中学校の通学路において、関係機関が連携した緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について検討を重ねながら、平成27年3月に「川上村通学路安全プログラム」を策定しました。

依然として通学中の児童・生徒等が交通事故に遭う事例が全国で多数報告されている中、今後も、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- (1) 佐久警察署
- (2) 佐久建設事務所
- (3) 川上村産業建設課
- (4) 川上村社会福祉協議会
- (5) 川上村交通安全協会
- (6) 川上第一小学校（学校長・PTA 会長）
- (7) 川上第二小学校（学校長・PTA 会長）
- (8) 川上中学校（学校長・PTA 会長）
- (9) 川上村教育委員会

3. 取組方針

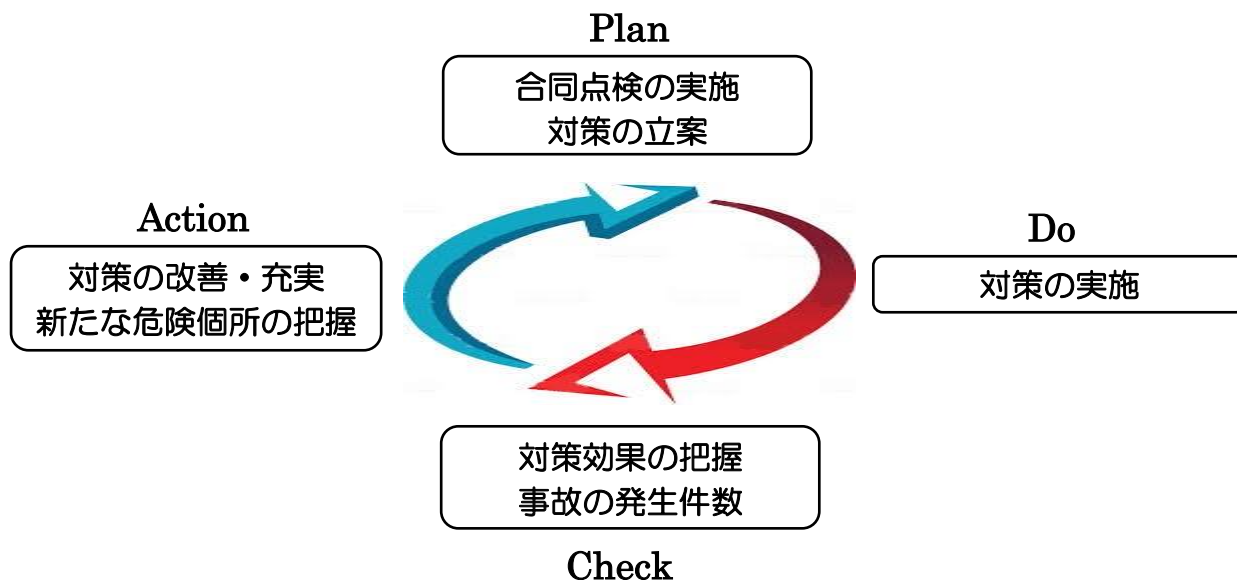
(1) 基本的な考え方

児童・生徒等が安全安心に通学できることを目的に、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

また、行政は通学路の安全対策に係わって、学校が行う交通安全教室を推進するとともに、関係機関は地域と協働し児童・生徒等の安全を確保します。

これらの取組みをPDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCA リサイクル】



(2) 合同点検の実施及び対策の検討 (**Plan**)

①危険個所把握

各小・中学校は、年度当初に通学路の危険個所を教育委員会へ報告します。

②合同点検の実施等

危険個所の報告を受け、推進会議のメンバーが2年に1回、夏休み前を目途に合同点検を実施します。

③対策の立案

推進会議では、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道の整備や防犯柵の設置などを計画したり、交通規制や交通安全教育の充実に向けた具体的な対策を検討したりします。

(3) 対策の実施 (**Do**)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように、推進会議のメンバー間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (**Check**)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童・生徒等が安全になったと感じているのかなどを確認するため、保護者や地域の意見を集約し、対策効果の評価と検証を実施します。

(5) 対策の改善・充実（Action）

対策実施後も、合同点検や効果の結果を踏まえて、新たな危険個所の追加、補修状況の確認及び対策方法の変更など対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所」を作成し、村ホームページに公表します。

別添 1 対策一覧表

別添 2 対策箇所図